

新宿区教育委員会会議録

令和3年第3回定例会

令和3年3月1日

新宿区教育委員会

令和3年第3回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和3年3月1日(月)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時33分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	星 野 洋	委 員	山 下 浩 一 郎
委 員	今 野 雅 裕	委 員	年 綱 和 代

説明のため出席した者の職氏名

次 長	村 上 道 明	中 央 図 書 館 長	中 山 浩
教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之	教 育 指 導 課 長	荒 井 亮 宏
教 育 支 援 課 長	内 野 桂 子	学 校 運 営 課 長	広 瀬 岳 平
主 任 指 導 主 事	小 林 力	統 括 指 導 主 事	坂 元 竜 二
統 括 指 導 主 事	波 多 江 誠		

書記

教 育 調 整 課 主 査	平 明 生	教 育 調 整 課 係 長	国 分 克 行
---------------	-------	---------------	---------

議事日程

議案

日程第1 第7号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

日程第2 第8号議案 新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～5年度）について

報告

- 1 令和3年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰上げについて（学校運営課長）
- 2 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、令和3年新宿区教育委員会第3回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、古笛委員にお願いいたします。

○古笛教育長職務代理者 承知いたしました。

◎ 第7号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

◎ 第8号議案 新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～5年度）について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第7号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」、
「日程第2 第8号議案 新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～5年度）について」
を議題とします。

本日の進行につきましては、日程第1、第7号議案及び日程第2、第8号議案について、
一括して説明を受け審議を行います。次に、報告1の報告を受け質疑を行います。

それでは、第7号議案及び第8号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第7号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する
規則について御説明いたします。

お手元の議案概要を御覧ください。

本件は、教育指導課指導係及び教育支援課教育活動支援係の所掌事務の変更を行うもので
ございます。

改正内容といたしましては、現在、教育支援課教育活動支援係が担当しております学校の
情報化の推進に関する事務を新宿区版GIGAスクール構想の実現に向けたICT教育・授
業改革等を一層推進することを目的に、令和3年度から教育指導課指導係に移管するもの
でございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

第13条では、教育指導課各係の所掌事務を、第14条では、教育支援課各係の所掌事務につ
いて定めております。

まず、第14条の教育活動支援係の項中、第4号の学校の情報化の推進に関するものを下線

部のとおり削除するとともに、同条の第5号から第8号について、それぞれ1号ずつ繰上げをするものでございます。

次に、第13条の教育指導課指導係の項中、第6号に、学校情報化の推進に関することを新たに設けるとともに、現行の同条第6号を1号繰り下げるものでございます。

附則ですが、この規則は、令和3年4月1日から施行するものです。

それでは議案文にお戻りいただきまして、第7号議案の提案理由です。

教育指導課指導係及び教育支援課教育活動支援係の担当事務の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、第8号議案 教育ビジョン個別事業（令和3年度～5年度）について、御説明申し上げます。

お手元に冊子を御用意させていただいておりますので、そちらを御覧いただきながら、お聞きいただければと思います。

この教育ビジョンの個別事業につきましては、これまでの間、委員の皆様方から様々な御意見をいただき検討を重ねて作り上げてきたもので、このたび最終の取りまとめができましたので、議案として御審議いただくものでございます。

それでは、具体的内容について御説明いたします。

初めに、ページを2枚おめくりいただきまして、目次を御覧ください。

こちらは、まずⅠといたしまして、今回の個別事業の見直しの考え方として、ここでは見直しの基本的な考え方とともに、新たな課題の提示と、新宿区の子どもの状況等について整理をさせていただいております。

次にⅡ、令和3年度から令和5年度にかけての教育ビジョンの個別事業につきまして、施設ごとに26ページから64ページまで、全75事業を載せてございます。

そしてⅢでは、これまでの主な取組につきまして、振り返りを載せているものでございます。

以上が、この冊子全体の構成となっております。

それでは、内容について御説明いたします。

初めに、5ページをお開きください。個別事業見直しの趣旨についてでございます。

ここでは、教育ビジョンの推進に当たりまして、基軸となります新たな課題と教育ビジョンにおけるSDGsの考え方について示しております。

新たな課題といたしましては、1つ目に新型コロナウイルス感染症への対応について、2

つ目に、ICTを活用した新たな学びとして新宿版GIGAスクール構想についてを挙げております。

そして、その下には、教育ビジョンにおけるSDGsの考え方について記載しています。

なお、SDGsにつきましては、30ページにも改めて紹介をさせていただいております。

続きまして、11ページを御覧ください。

ここからは、新宿区の子どもの状況等となっております。

12ページから18ページにかけまして、新宿区の子どもの人口の推計や園児、児童・生徒数の推移、特別な支援を要する児童・生徒数の推移、そして不登校児童・生徒数と、外国籍児童・生徒数の推移を掲載するとともに、今後の子どもの人口や区立小・中学校の児童・生徒数の推計を掲載しております。

続いて、19ページからが個別事業となっておりますが、本日は、今回の見直しで新規拡充、そして終了となった事業につきまして御説明させていただきます。ちなみに、新規事業につきましては2事業、拡充した事業につきましては6事業、そして終了した事業が2事業となっております。

初めに、拡充事業について御説明いたします。27ページを御覧ください。

4番のICTを活用した教育の充実です。

児童・生徒に1人1台のタブレット端末を整備し、個別最適化された学びや、協働学習による深い学びを実現させるとともに、今後感染症等により学校の臨時休業等が生じた際は、同時双方向の遠隔授業の実施や、児童・生徒と教員との通信手段として活用してまいります。

また、再構築したICT環境を有効活用し、各校の教材の共有、プログラミング教育及びデジタル教材を活用した教育活動を支援してまいります。

次に、32ページをお開きください。こちら、13番の障害者理解教育の推進です。

東京2020大会のレガシーとして引き続き全区立学校の障害者スポーツ体験を実施するなど、障害者理解教育を推進してまいります。その際、障害への理解を深めるために、学年を越えて活用できる区独自の教材を用い、継続的に児童・生徒の心の成長を促します。

また、障害者スポーツの体験を通して学ぶことができる障害だけでなく、知的障害等その他の障害に対する児童・生徒の理解についても深めてまいります。

なお、こちらの事業につきましては、下のボックスの下のところにも記載がございますが、東京2020大会の開催の翌年度以降につきましては、大会のレガシーといたしまして取組を継続していくものでございます。

続きまして、43ページをお開きください。34番の地域協働学校の充実です。

2段落目になりますが、それぞれの学校において、これまで学校運営協議会に参加する機会のなかった地域住民のほか、文化芸術団体等の地域団体やNPO、地域の企業、大学、専門学校等への呼びかけにより、学校運営協議会との連絡会を毎年度5地区程度開催し、多様な人材の参画や地域と学校の連携をさらに推進し、地域が一体となって子どもたちを育む環境づくりを推進してまいります。

また、小中連携型地域協働学校をこれまでの四谷地区1地区から2地区へ拡大し、地域ぐるみで、子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係性を強化し、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげてまいります。

続きまして、52ページをお開きください。52番の不登校児童・生徒への支援でございます。

不登校の児童・生徒に対しては、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、多様な教育機会の確保に努めてまいります。不登校児童・生徒に対する多様な教育機会の確保に向け、家庭に引きこもりがちな児童・生徒へのICTを活用した学習支援や、通所を希望しない児童・生徒への訪問型支援、中学校で別室登校を行う生徒の支援のための適応指導教室指導員の派遣等を行い、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図るとともに、フリースクール等とも連携を図ってまいります。

続きまして、54ページをお開きください。55番の特別支援教育の推進でございます。

発達障害等のある児童・生徒への適切な教育的支援を一層強化するためには、特別支援教育推進員をさらに増員し、学級内指導体制の充実を図ります。また新たな取組といたしまして、児童・生徒の読むことや書くことをつまづきを把握し、適切な指導・支援につなげるため、読むことや書くことに関する特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対して、必要に応じてアセスメントツールを活用し、読み書きの困難な状況を踏まえた指導・支援を行ってまいります。

次に、お隣55ページです。57番の日本語サポート指導です。

4段落目になりますが、日本語の指導においては、より効果の高い指導により、児童・生徒の理解促進を図るため、ICTを活用した指導も導入してまいります。

次に、新たに教育ビジョン個別事業に位置づけた新規事業について御説明いたします。

まず一つ目は、少しページ戻りますが47ページをお開きください。42番、区民の視点からの図書館サービスのあり方検討です。

区立図書館は、広く一般の利用に供する使命を持つ公共施設として、効果的なサービス提

供に努めてきました。一方電子書籍等の導入に向けては、誰もがインターネット上で予約、貸出し、返却ができることから、区民の利用機会の確保に向けた検討が必要です。このため、今後の図書館サービスの内容や対象とする利用者の範囲等について、ただ自治体の現状や図書館運営協議会の意見を踏まえて、区民の視点から検討していくとともに、図書館利用登録の更新制度の導入についても検討を進めてまいります。

続きまして、56ページをお開きください。59番の外国籍の子どもへの就学支援です。

今年度から取り組んでいるものになりますが、日本に在留する外国人とともに、学齢期の外国籍の子ども数も増えていることから、就学状況アンケート調査を実施し、就学状況の把握に努めるとともに、調査結果に基づき、不就学となっている外国籍の子どもに対して、就学促進を図ってまいります。

以上、2事業が新規事業となります。

その他といたしまして、35人学級への対応につきまして簡単に御説明したいと思います。

64ページをお開きください。

74番、通学区域、学校選択制度、学校の適正規模及び適性配置の適切な運営、並びに75番、学校施設の長寿命化の推進についてでございます。

74番につきましては、なお書き以降のところ、令和3年度から7年度まで、段階的に実施予定の公立小学校全学年での35人学級へ向けては、都の学級編成基準、通学区域内の未就学児数、将来の児童数の状況を踏まえ、普通教室を適切に整備します、とさせていただいております。

また、75番では、2行目の最後のところからになりますが、小・中学校施設の長寿命化を基本とした個別施設計画を令和2年度に策定いたしました。令和3年度からは、本計画に基づき今後の児童・生徒数の動向等を踏まえ、児童・生徒にとって良好な教育環境を整備していきます、とさせていただいているものでございます。

なお、こちらのボックス内につきましては、中長期修繕計画に基づく施設の維持保全について載せさせていただいております。

最後になりますが、終了となった事業について簡単に御説明いたします。

1つが、図書館利用機会の充実、毎日開館体制の構築でございます。

毎日開館体制の構築につきましては、平成31年4月に基盤整備が完了したことから、終了とさせていただいております。

2つ目は、中学校への特別支援教室の開設です。

令和元年度に、区立中学校10校全てに特別支援教室、学びの教室を設置したことから、本事業については終了とさせていただいたものでございます。

第8号議案 新宿区教育ビジョン個別事業についての説明は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。

まず、第7号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

○今野委員 G I G Aスクール構想の実施のためということも含めて、全体的に I C Tの推進をしようということで、事務局も新たに体制を拡充して実施していくということで、とてもいいことだと思っています。その中で、恐らく I C Tの専門家と言いましょか、 I C T教育、あるいは指導の専門的なスタッフが拡充されるんじゃないかと思うんですけども、そういう専門家の導入についてはどんなふうになっているんでしょうか、お伺いします。

○教育支援課長 現在の予定といたしましては、新しい組織には事務の職員、また、指導主事ということで、特に I C Tの専門家を組織の中に組み込むという予定はありませんが、構築委託事業者と日々連携を取っておりますので、今後も連携を密にしながら、専門的な支援を運用に反映していきたいと思っております。

○教育長 よろしいでしょうか。

○今野委員 はい。

○教育長 ついでに、教育指導課ではもともと何人でやっていて、今度何人体制になるのかを説明してもらえますか。

○教育支援課長 現在、教育支援課では、主に2.4人の事務量となっております。それが来年度からは5人体制の新しい組織となりまして、主査が1名と、係員が3名、指導主事が1名の計5人体制で進めていく予定で考えております。

○教育長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問等ございますでしょうか。

他に御意見がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第7号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第7号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第8号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

○**今野委員** 先ほど課長から御説明いただきましたように、今回はコロナもありましたけれども、前向きにGIGAスクールのための推進の柱、それからさらに新しいところで、SDGsの推進ということが示されたわけです。羽原前委員が非常に力を入れて説かれたことで、新しい視点も出て、とてもよかったと思います。いずれにしましても、SDGsには、幅広く、いろいろな施策が関わってくると思いますので、それぞれの施策でもSDGsの基本をよく理解して、反映あるいは拡充するように、日々、考えていただくとよいかと思います。

それから、基本的な子どもの数についてのデータもまとまって入るようになりましたし、その点も新機軸でよかったなど、いい計画ができたんじゃないかなと思っております。あとはこれをいかに実現していくかを考えていく必要があるなと思いました。

そこで、1点、先ほどの御説明の中で、27ページのICTの関係ですけれども、これも力を入れてぜひやらなければなりません。その中で、この説明にもありますように、ICT環境を活用して各校の教材の共有化等々も行っていく、とあるんですけれども、働き方改革の観点からも、教材の共有化というのはとても大事だということは以前から言われていますけれども、どうも学校の先生方の文化に合わないのか、なかなか教材の共有化というのは進んでいないように思うんです。新しい環境になりますので、ぜひこの点についても改めて御指導を強化していただけたらと思いました。

○**教育長** いかがでしょうか。

○**教育指導課長** 委員ご指摘のとおり、教員は自分の作成した教材等を他に提供することに抵抗を感じる傾向にあるということは、昔から言われているところでございます。もちろん、そうでない方もたくさんいらっしゃいますが、一定の事実であろうかと思えます。したがって、これまで、作成されたものを共有化してくださいねというお話はしてきたところです。ただ、ファイルの容量等の事情もありまして、どこまでできたかということを一概にご説明するのは難しいところです。今回のGIGAスクール構想では、誰かがワークシートを作ると、それが自動的にフォルダーに入るという仕組みでして、どこまで上手くいくかは今後というところではありますが、現時点ではそういった仕組みにしてございます。若い先生方は、そういったところからヒントになるものを見つけていただく。学校に対しても、1から10までつくるよりは、これまでのものを参照し、活かしていただくとお伝えしております、それは全く悪いことではないので、そういったところから始めていただきたいとお話しているところです。

○**教育長** よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

○**山下委員** G I G Aスクール構想、大変楽しみにしているんですけども、目下のところでは、タブレットを皆さんに渡す、そしてどういう教材を作っていくかといったことを中心に進められていると思います。この後、I C Tの活用によって、一人ひとりがどう答えていったのかとか、どこが間違いやすいかなどを見つけていく局面に移っていくのだと思うのですが、そのあたりの標準化、つまり、教材の標準化はもとより、テストでの子どもたちの回答やよく間違える問題などの分析、データをまとめる仕組みのようなものについては考えていらっしゃるでしょうか。

○**教育指導課長** ただ今の時点ではっきりしているところは、デジタルドリルにそういった機能が一定程度はついている、あるいはこれから拡充していくという方向性であることです。デジタルドリルでは、先生が宿題で出したものが、翌朝の段階で誰がどの辺りまでできているかということはおおよそ掴めるだろうと考えておりますので、まずはそのようなところから始めていきたいと考えているところでございます。

○**山下委員** いま、学校の中だけではなく、学びを通じて子どもたちが溜めたデータを第三者に提供したりであるとか、リソースとして活用していくということが大分進んできていまして、アメリカなどでは非常に進んできているところです。G I G Aスクールが始まっていくにあたって、そうしたことも考えておいたほうがいいのかと思います。

○**教育指導課長** タブレット端末の操作のログなどをどのように取り扱っていくかということにつきましては、学校現場レベルではまだまだ未知数という状況です。もちろん、ハードルとして、個人情報などをどのように取り扱うかということも課題となりますので、すぐに実現することは難しいと考えておりますが、ご指摘につきましては、文科省などの動向も注視してまいりたいと考えてございます。

○**教育長** ほかに何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

それでは、私から。終了した事業について、今現在での感想や状況等を一言ずついただければと思います。まず、図書館の毎日開館体制の構築について。今、コロナ禍で大変でしょうけれども、運営していて、どんな御感想をお持ちか教えていただけますか。

○**中央図書館長** 毎日開館体制ができあがりまして、月曜日休館の館と火曜日休館の館ができましたので、年末年始の7日間を除いて、全ての日について区立図書館が利用できるようになっております。職員の負担が大きくなった部分は否めませんが、それ以上の区民サービス、利用者サービスの向上につながっていると実感しているところでございます。

○教育長 ありがとうございます。

もう一つ、中学校への特別支援教室の開設について。

○教育支援課長 令和元年度、中学校のまなびの教室の利用者が54人だったところ、令和2年度は77人に増えまして、やはり全中学校に設置したことが大きかったのではないかと考えております。そして、理解啓発が進んで、必要としている生徒さんのまなびの教室の利用につながっているということを感じているところでございます。来年度は特別支援教育推進委員も増員する予定になっておりますので、今後もしっかりと必要な支援を継続していけるように取り組んでいきたいと考えております。

○教育長 よろしくお願いいたします。

ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 他になければ、第8号議案の質疑を終了いたします。

第8号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第8号議案を原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告1 令和3年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰上げについて

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○学校運営課長 報告1 令和3年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰上げについて、御報告させていただきます。

令和3年度中学校入学予定者を対象とした学校選択の抽選となった学校は5校でございます。牛込第三中学校、四谷中学校、西早稲田中学校、新宿中学校、新宿西戸山中学校でございます。

こちらの5校について、2月15日に補欠登録者の繰上げを行わせていただきました。資料の表がその結果となっております。

まず、牛込第三中学校ですが、定員120名に対して繰上げの基準は105人、こちらは過去のデータから今後の転入者等による増減を推計し、入学までの定員数を上回らないと判断し

た数でございますが、こちらに対して2月15日現在の入学見込数は75人ということで、補欠登録者45人のうち30人について繰上げとなったものでございます。なお抽選時の補欠登録者は95人でした。

続きまして、四谷中学校です。定員120名に対して繰上げの基準は105人、2月15日現在の入学見込数は102人ということで、補欠登録者3人全員が繰上げとなったものでございます。なお抽選時での補欠の登録者は11人でした。

次に、西早稲田中学校です。定員160人に対して繰上げの基準は140人、2月15日現在の入学見込数は108人で、補欠登録者32人全員が繰上げとなったものでございます。なお抽選時での補欠登録者は44人でした。

次に、新宿中学校です。定員160人に対して繰上げの基準は140人、2月15日現在の入学見込数は131人ということで、補欠登録者13人のうち9人について繰上げとなったものでございます。なお、抽選時での補欠登録者は20人でした。

最後に、新宿西戸山中学校です。定員160人に対して繰上げの基準は140人、2月15日現在の入学見込数は127人ということで、補欠登録者13人全員が繰上げとなったものでございます。なお、この結果につきましては、2月22日以降、補欠登録者の方に郵送で通知を行いました。2月15日をもって補欠登録者全員の解除を行い、補欠番号は無効とさせていただいたところでございます。

報告は、以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 報告は終わりました。

御質問等があれば、お願いいたします。

では、私から。補足で御説明いただきたいんだけど、牛込第三中学校で、45名残っていて、30名が繰り上がりました。つまり、15名の人はどうしたのかということです。

○学校運営課長 15名の方々につきましては、指定校に入学される予定でございます。

○教育長 ということでございます。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 他になければ、報告1について、質疑を終了いたします。

◆ 報告2 その他

○教育長 次に、報告2、その他ですが、事務局から報告があればお願いいたします。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 2時33分閉会